

介護保険制度改正に伴う「新しい総合事業」の創設について

背景

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）に向け、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加が予測される中、**介護費用の増大**や**介護人材の不足**が見込まれることから、介護保険制度を持続可能な制度とする必要がある。

内容

介護保険制度改正における重点化・効率化の取り組みとして、**平成29年4月までに介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）を実施**する。

- 全国一律の要支援者の予防給付のうち訪問介護、通所介護を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、**多様なサービスを提供**するとともに、費用の効率化を図る。
- 住民主体の**介護予防活動を支援**し、地域づくりを推進する。

実施に向けた取り組み（予定）

平成28年10月～	新たなサービスを実施する事業者の指定を開始
12月～	生活援助型訪問サービスの従事者研修を開始
平成29年 4月～	「新しい総合事業」実施